

合志市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年12月9日(金) 午後1時30分から午後2時02分

2. 開催場所 合志市役所2階大会議室

3. 出席委員(14人)

| | | | |
|---------|-----|----|-----|
| 会長 | 14番 | 福嶋 | 求仁子 |
| 会長職務代理者 | 1番 | 平山 | 和敬 |
| 委員 | 2番 | 清原 | 啓喜 |
| 〃 | 3番 | 上野 | 育夫 |
| 〃 | 4番 | 平野 | 昭代 |
| 〃 | 5番 | 高島 | 一久 |
| 〃 | 6番 | 村上 | 幸記 |
| 〃 | 7番 | 長野 | 昌治 |
| 〃 | 8番 | 齋藤 | 典夫 |
| 〃 | 9番 | 野田 | 隆一 |
| 〃 | 10番 | 城 | 英夫 |
| 〃 | 11番 | 青木 | 恵夫 |
| 〃 | 12番 | 岡田 | 政広 |
| 〃 | 13番 | 坂口 | 正子 |

4. 欠席委員(0名)

5. 議事日程

(1) 議事録署名者

(2) 農家調査及び現地調査員

(3) 議案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第3号議案 農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしについて

6. 農業委員会事務局職員

局長 坂上 範 行

次長 竹田 直 広

主事 坂本 晃 一

○事務局長 それでは、ただいまより令和4年12月の農業委員会総会を開会いたします。

開会にあたり、福島会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長（福島求仁子君） お疲れさまです。本当にやっと寒くなってくれたかなと思います。直売所の野菜などを見ていますと、今かなり安いお値段で気温のほうがいぶん高かったので、野菜が早く成長して一気に皆さん持っている野菜を出さなければいけない状態なのではないかなと思いますけれども、皆様本当にお忙しい中、本日はありがとうございます。

今日のまた話題が変わりますけれども、今日のお昼のニュースで県のほうでは土地不足をめぐってTSMCの関係ですけれども調整会議が開かれているというお話がありました。調整会議のほうというのは農地のほうも含めてなのではないかなと思っております。以前お話をさせていただきましたけれども、合志市では2025年度明けに25ヘクタールの農地がTSMCの工業団地として県のほうから誘致を計画しているということが新聞に載ったかと思います。土地改良区とあわせて調整、県の企業誘致課のほうには優良農地のほうはできるだけ避けてくださいということでお話をさせていただいたところでしたけれども、その結果がそろそろ出てくるのではないかなと思っております。優良農地がなくなるといことは農家にとりましては本当に特に合志の農家にとりまして、酪農家の皆さんにとりましては大変なことではないかなと思っておりますので、また皆さんの中で何かご意見があるようであれば、私のほうからももう一度伺いして、ご意見のほう言わせていただければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

それから11月、行事がたくさんございましたけれども、会長会議がありまして、会長会議のほうで出席は東京でありましたけれども、県の代表の方がお出かけになりましてその中の申し合わせ事項という決議事項がございました。特に地域の農地を活かして持続可能な農業や農村をつくる。そういったことを取り組んでいきたいと。それから農業委員会の見える化を情報共有につなげようということで、これは活動記録簿のことではないかと思っておりますので、農業委員会の動きがわかるように活動をお願いしたいということで、今日も後半の研修会の中で記録簿の付け方、なかなか半年以上たちますけれども、皆さん悩まれているところが多いかと思っておりますので、今一度検証しながら問題点があるところ、また質問があるところは、どしどし出していただければと思っております。今日はこの後こちらの活動記録もそうですけれども年金のほうの勉強もさせていただきたいと思っておりますので、最後までよろしく願いいたします。

○事務局長 それでは、本日の総会の成立についてご報告いたします。

本日は、農業委員14名全員の委員さんがおそろいでございます。よって、合志市農業委員会会議規則第6条の規定により、本日の総会が成立することをご報告いたします。

では、このあとの議事につきましては、会議規則により、会長より進行をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） それでは、会議前に注意事項を申し上げます。会議中の携帯電話につきましては、電源を切られるかマナーモードにされますようお願いいたします。また、会議中での委員の私語につきましては、慎んでいただきますようお願いいたします。特に何かご質疑やご質問があれば、挙手により発言をするようお願いいたします。

-----○-----

（１）議事録署名者

○議長（福嶋求仁子君） それでは、３の議事に入ります。
議事録署名者につきましては、３番の上野委員、５番の高島委員を指名いたします。どうぞよろしくようお願いいたします。

-----○-----

（２）農家調査及び現地調査員

○議長（福嶋求仁子君） 農家調査及び現地調査員につきましては、１番の平山委員、２番の清原委員、５番の高島委員、９番の野田委員、１１番の青木委員、以上５名の委員さん方へ適宜意見をお伺いいたしますので、どうぞよろしくようお願いいたします。

-----○-----

（３）議案

○議長（福嶋求仁子君） それでは議案に入ります。
第１号議案、農地法第３条第１項の規定による所有権移転につきまして上程いたします。
所有権移転、番号１につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書１ページをお開きください。
番号１、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりとなっております。申請の理由は、規模拡大のための売買でございます。
続きまして申請地の場所ですが、議案書『別紙』１ページの斜線部分が申請地となります。合志カントリーエレベーターの南西側に位置する農地です。
別紙２ページが申請地の現況写真です。
次に３ページが保有されている農業機械の写真になります。
次の４ページをお開きください。
まず、第１号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ該当いたしません。
第２号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり、該当

いたしません。

第3号の信託要件は信託ではないので該当いたしません。

第4号の農作業、常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当いたしません。

第5号の下限面積要件につきましては、耕作面積が50アール以上のため、該当いたしません。

第7号の地域との調和要件は、以前より水田として利用しており、許可後も、水稻を作付けされるご予定です。周辺農地への支障はないものと考えられ該当いたしません。

以上1号から7号まで該当する項目はないと思われま。

事務局からは以上です。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の9番、野田委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○9番（野田隆一君） それでは、農家及び現地調査につきましてご報告をいたします。

11月30日午前9時頃に、私と鹿歸瀬推進委員と事務局で現地を調査しました。今回の申請理由は規模拡大のための所有権移転です。申請地は申請人が耕作する農地と隣り合わせにある農地であり一体として耕作することが効率よく作業を行うことができ、また許可後もこれまで同様、水稻を作付けする予定のため周りの農地の影響も心配ないと思われま。

どうぞ審議よろしくをお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、農業委員さん、並びに推進委員さん方から何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特にございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見、ご質問がないようでございますので採決を行います。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号1は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による賃借権設定につき

まして上程いたします。

賃借権設定、番号1につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書2ページをお開きください。

賃借権設定番号1、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりです。申請の理由は、新規就農のための農地の借用でございます。

続けて申請地の場所ですが、議案書『別紙』5ページをお開きください。図面の斜線部が申請地です。合志市総合センターヴィーブルの南側に位置する5筆の農地です。

6ページ、7ページが現況写真になります。

8ページは、保有されている農業機械の写真です。

次に9ページをご覧ください。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると思われ、該当いたしません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、借人は個人であり該当いたしません。

第3号の信託要件は信託ではないので該当いたしません。

第4号の農作業、常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと思われ、該当いたしません。

第5号の下限面積要件につきましては、耕作面積が50アール以上のため、該当いたしません。

第7号の地域との調和要件は、申請地はこれまで野菜畑として利用しており、許可後もアスパラやねぎを栽培する予定であるため、周辺農地への支障はないものと考えられ該当いたしません。

以上1号から7号まで該当する項目はないと思われます。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の11番、青木委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○11番（青木恵夫君） それでは農家及び現地調査につきまして、ご報告いたします。

11月30日午前10時頃に、私と渡邊推進委員と事務局で現地調査をいたしました。今回の申請理由は、新規就農のための賃借です。申請人は県立農業大学校へ1年通ったあと、実家近くの農家の方より指導を受け、今年1月からアスパラ、ねぎ、しょうがを自ら栽培されておられます。また、対象地につきましてこれまで同様に野菜畑として利用されますことから周りの農地への影響も心配ないと思われま

す。
よろしくご審議お願い申し上げます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して農業委員さん並びに推進委員さん方から何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特によろしかったでしょうか。

(なしの声あり)

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので採決を行います。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による賃借権設定、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による賃借権設定、番号1は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転につきまして上程いたします。

所有権移転、番号1につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

所有権移転番号1の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は個人住宅への転用で、贈与による所有権移転です。

議案書別紙の11ページをお開きください。図面下部の太枠斜線部分が番号1の申請地で、六華保育園の南側、県道熊本菊鹿線の西側に位置する農地です。なお、左上の点線囲みの部分は今回の事業予定地には含まれておりますが、農地転用許可の必要が無い宅地の部分となっております。

次の12ページが申請地の現況です。

13ページが配置図です。申請人は個人で、母所有の当該申請地を贈与により取得し、個人住宅を整備する計画です。

14ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、15ページにお示ししておりますとおり、申請地は前面道路に水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に公益的施設である六華保育園及び医療施設である長野歯科医院が存在しますことから、「水管、下水道管が埋設されている沿道で、おおむね500m以内に2つ以上の公共施設等が存在する農地」に該当するため第3種農地となり許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はございません。

事務局からは以上です。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の5番、高島委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○5番（高島一久君） それでは現地調査につきましてご報告いたします。

令和4年11月30日の午前、私と上野推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地の北側、東側は農地ですが、いずれも譲受人の母所有の農地であり境界にブロックを設置、既存の境界ブロックを利用予定で、土砂流出防止がなされており、また造成、排水について計画もなされているため、特段心配はないかと思われます。

皆様のご審議をよろしく申し上げます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、農業委員さん並びに推進委員さん方から何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特によろしかったでしょうか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見、ご質問がないようでございますので採決を行います。

第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号1は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転につきまして上程いたします。

所有権移転、番号2につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

所有権移転番号2の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は個人住宅への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の17ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号2の申請地で、西合志中央保育園の北側、国道387号の西側に位置する農地です。

次の18ページが申請地の現況です。

次の19ページが配置図です。申請者は個人で、当該申請地を売買により取得し、個人住宅を建設する計画です。

20ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の21ペ

一ジにお示ししておりますとおり、申請地は約0.5haの農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地となり許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上です。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の1番、平山委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○1番（平山和敬君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和4年11月30日の午後、私と農業委員会職員と現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地の北側は農地ですが、境界にコンクリートブロックを設置予定で、土砂流出防止をなされており、また、造成、排水について計画されているため、特に心配はないかと思えます。

皆様のご審議よろしく申し上げます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して農業委員さん並びに推進委員さん方から何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特にございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので採決を行います。

第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号2について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号2は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転につきまして上程いたします。

所有権移転、番号3につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

所有権移転番号3の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は個人住宅への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の23ページをお開きください。図面下部の太枠斜線部分が所有権移転番号3の申請地で、県道大津植木線の南側、国道387号の東側に位置する農地です。なお、点線囲みの部分は今回の事業予定地には含まれておりますが、農地転用許可の必要が無い宅地の部分です。

24ページが申請地の現況です。

次の25ページが配置図です。申請者は個人で、当該申請地を売買により取得し、個人住宅を整備する計画です。

26ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の27ページにお示ししておりますとおり、申請地は約1.6haの農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地となり許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の2番、清原委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○2番（清原啓喜君） それでは、現地調査につきましてご報告します。

令和4年11月30日の午前、私と清原推進委員、農業委員会の職員、現地調査を行い、申請代理人より申請内容をお聞きしました。申請地の北側は農地ですが、既設のブロックを利用する予定で、土砂流出防止がなされており、また造成、排水についても計画されておるため特段心配はないかと思います。

皆様のご審議よろしく申し上げます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して農業委員さん並びに推進委員さん方から何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特にございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それではご意見、ご質問がないようでございますので、採決を行います。

第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号3について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号3は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第3号議案に入ります前に、委員の議事参与の制限を規定する「農業委員会等に関する法律第31条」の規定によりまして「委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」となっております。

つきましては、その当事者であります。農業委員〇番、〇〇委員は、議案審議が終了するまで退席をお願いいたします。

それでは、第3号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起しにつきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは、ご説明いたします。議案書4ページをお開きください。

第3号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定の決定についてご説明申し上げます。

次の5ページは農用地利用集積計画の総括表です。左側が今回の12月総会分、右側が令和4年1月第1回からの利用権設定面積の累計数になります。

次の6ページは、利用権設定等状況一覧表の中の所有権移転関係になります。

次の7ページが今回の利用権設定等状況一覧表です。表の右側、農用地の面積(イ)の計の下が利用権設定、総合計の面積41,646㎡です。

次の8ページをご覧ください。

今月の利用権設定申出書・計画書の件数は11件です。

1番から4番までが再設定です。5番から11番までが新規です。

貸人・借人、経営面積、利用権を設定する農地につきましては議案書に記載のとおりです。個別の内容につきましては、利用権の種類、利用内容、期間、10a当たりの賃借料の順に説明いたします。

番号1、賃借権、甘藷、5年、15,000円

番号2、賃借権、水稻、イタリアン、5年、1筆で米3俵

番号3、賃借権、桑、5年、10,000円

番号4、賃借権、チマサンチュ、3年、15,890円

番号5、賃借権、水稻、イタリアン、5年、15,000円

番号6、賃借権、イタリアン、WCS、5年、10,000円

番号7、賃借権、水稻、5年、10,000円

番号8、賃借権、水稻、WCS、5年、10,000円

番号9、賃借権、大豆、5年、1筆で米90kg

番号10、賃借権、スイカ、ほうれん草、イタリアン、5年、上から30,376円、29,841円、8,008円

番号11、賃借権、水稻、WCS、5年、米60kg

次の9ページ下部をご覧ください。所有権移転です。1件あります。各自でご確認ください。

以上第3号議案は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

次に、9ページ下段の農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書の集計を報告いたします。

今回の合意解約件数は3件、8,331㎡でございます。

内契約予定件数が3件、8,331㎡でございます。
内契約が無い件数は0件、0㎡です。
今回の3件は次の契約が予定されております。
これで第3号議案の説明を終わります。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局からの説明が終わりました。農業委員さん方並びに推進委員さん方で何かご意見や質疑はございませんでしょうか。

はい、清原委員。

○2番（清原啓喜君） 3番の件ですけど、畑に桑と書いてありますね。借人のほうが。桑だけじゃないですよ。植わっているのは、大きな桐の木が何本も植わってとですよ。周りのもんがみんな迷惑しとるけんですね。桑てちょっとおかしいと思ってですね。桑の中に桐の木がずらっと植えてあつとですよ。

○議長（福嶋求仁子君） 桐の木。

○2番（清原啓喜君） はい。

○事務局 今のご指摘ですけれども、この利用権設定については毎月件数も多いので、事務局で農地の確認は行っていなくてそういうご指摘、非常に情報提供ありがたいと思います。それにつきましては、事務局でも現地を確認して借り人さんのほうに働きかけを行っていきたくと思います。確か、以前そのお話は聞いておって、たぶん同じ場所だろうなということでは思っております。ちょっと確認させていただきます。

○議長（福嶋求仁子君） 情報提供いただきましてありがとうございます。確認をさせていただきますして、また報告をさせていただきます。そのほか、ご質問等ございませんでしょうか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので、採決を行います。

第3号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきまして、承認することに異議がない方の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきましては、原案のとおり可決されました。

第3号議案の審議が終わりましたので、退席中の〇〇委員さんは着席されますようお願いいたします。

それでは、以上で議案のほうが終わりました。マイクのほう事務局へお返しいたします。

-----○-----

(4) 閉会

○事務局長 委員の皆様方の慎重審議ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、令和4年12月の農業委員会総会を閉会いたします。

-----○-----

閉 会 午後2時02分